

# <所得税額に関する証明書類について>

だれの所得税額に関する証明書類が必要ですか？



対象のお子さんと生計を一にしている扶養義務者（祖父母、父母、兄弟など）の**全員分の証明書類**が必要です。ただし、18歳未満で未就業の方は除きます。

証明書類の提出を、省略できる場合がありますか？



対象のお子さんと生計同一の扶養義務者の方は、次の質問にお答えください。次の項目に該当する場合、証明書類の提出は不要です。

※ 「配偶者控除」の対象である扶養義務者は、配偶者が次の項目に該当するか、ご確認ください。  
親族の「扶養」になっている扶養義務者は、扶養している方が次の項目に該当するか、ご確認ください。

<対象のお子さんが1～6月生まれの場合>  
 扶養義務者の住民票が、前年の1月1日に桶川市にありましたか。  
 <対象のお子さんが7～12月生まれの場合>  
 扶養義務者の住民票が、今年の1月1日に桶川市にありましたか。

はい  
→

不要

いいえ  
↓

書類が必要です

所得税額に関する証明書類とは、具体的に何ですか？



次のいずれかの書類をご提出ください。

- ※ 対象のお子さんが1～6月生まれの場合：前年度の書類をご用意ください。
- ※ 対象のお子さんが7～12月生まれの場合：今年度の書類をご用意ください。

状況	提出する書類	発行元
確定申告をされた方	確定申告書（第1表、第2表）の控 ※ 税務署の受付印のあるもの。	税務署
会社からの給与のみの方	源泉徴収票 ※ 手書きやコピーの場合は会社の証明（社印等）が必要。 ※ 税額欄が空欄や0円の場合は、下記の所得証明書を用意してください。	勤務先の会社
上記の書類のない方	所得証明書 ※ 各種控除額が明記されているもの。	1月1日に住民票のあった市町村

※ 生活保護を受けている方は「生保受給者証」をご提示ください。

ご不明な点がございましたら、健康増進課（☎786-1855）にお問い合わせください。